

四日市市告示第62号

四日市市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備、運営等の基準に関する要綱

四日市市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備、運営等の基準に関する要綱（平成29年四日市市告示第196号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章から第3章まで（略） <u>第4章 雑則（第59条）</u> 附則  （介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略） <u>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定介護予防訪問介護相当サービス</u>	目次 第1章から第3章まで（略）  附則  （介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略）

事業者及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、  
法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の

(訪問介護員等の員数)

第5条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている

員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 から 5 まで (略)

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第 3 節 設備に関する基準

第 7 条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の

場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。) の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 から 5 まで (略)

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者 又は指定介護予防訪問介護事業者 の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業 又は指定介護予防訪問介護の事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 4 項まで 又は旧指定介護予防サービス等基準第 5 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第 3 節 設備に関する基準

第 7 条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者 又は指定介護予防訪問介護事業者 の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当

事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第26条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2及び3 (略)

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を

サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第26条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2及び3 (略)

超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が

(衛生管理等)

第29条 (略)

2 (略)

発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第30条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(揭示)

第30条 (略)

(地域との連携等)

第35条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス

事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修

(地域との連携)

第35条 (略)

を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第38条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(従業者の員数)

第43条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している

(記録の整備)

第38条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(従業者の員数)

第43条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している

時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス条例第61条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス条例第60条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）若しくは指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス条例第61条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ）の事業若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス条例第60条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス、指定通所介護若しくは指定地域

(4) (略)

2 から 7 まで (略)

8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス条例第61条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

2 から 7 まで (略)

8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準若しくは指定地域密着型サービス条例第61条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第45条 (略)

2から3まで (略)

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は指定地域密着型サービス条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の責務)

第46条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業員の管理及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス

第45条 (略)

2から3まで (略)

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準若しくは指定地域密着型サービス条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第47条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第48条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を

(運営規程)

第47条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第48条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第50条 (略)

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第51条 (略)

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検

(非常災害対策)

第50条 (略)

(衛生管理等)

第51条 (略)

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（地域との連携等）

第51条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

### 3. 指定介護予防通所介護相当サービス

事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

#### 第53条 (略)

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(準用)

第54条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条の2、第30条から第34条まで、第36条の2及び第37条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条第1項中「第26条」とあるのは「第47条」と、第8条第1項、第24条、第30条第1項並びに第36条の2第1号及び第3号中「訪問介護員

(記録の整備)

#### 第53条 (略)

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(準用)

第54条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第35条まで及び第37条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第8条及び第30条中「第26条」とあるのは「第47条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サ

等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

##### (電磁的記録等)

第59条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者並びに指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者並びに指定介護予防訪

サービス従業者」と読み替えるものとする。

問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法という。）によることができる。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### （虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、この要綱の規定による改正後の四日市市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備、運営等の基準に関する要綱（以下「新要綱」という。）第3条第3項及び第36条の2（新要綱第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新要綱第26条及び第47条の適用については、この規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

### （業務事業計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第28条の2（新要綱第54条において準用する場合を含む。）の適用については、新要綱第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とし、同条

第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第29条第3項及び第51条第2項の適用については、新要綱第29条第3項及び第51条第2項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、この要綱の規定による新要綱第48条第3項の適用については、新要綱第48条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(健康福祉部介護保険課)